

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付番号	質問	回答	受付日
1	実施要領の「6. 参加者等の条件」について、設計JVにて参加する場合、総括にあたる意匠設計事務所が複数の企業となってもよいでしょうか？ またその場合、複数の意匠設計事務所の全てが「5. 参加資格」を満たしていなければいけないのでしょうか？	設計JVの総括責任者は業務の監督をするものと考えており、1名の専任で配置することになります。 実施要領の「6. 参加者等の条件」の(2)のAで設計JVの場合は、構成員全てが「5. 参加資格」を満たしていることとしています。	5月15日
2	実施要領の「6. 参加者等の条件」について、電気設備設計・機械設備設計で参加する企業は、設備設計事務所ではなく、設計・施工を行う企業の場合でも、「5. 参加資格」を満たしていれば参加が可能でしょうか？（あくまでも設計のみの参加です）	参加者は、単体企業または設計JVとしており、「5. 参加資格」及び「6. 参加者等の条件」を満たしていれば、参加可能です。 設計JVの場合は、「基山町立保育所等基本設計業務委託共同企業体取扱要領」（HP掲載）の内容を踏まえて参加表明をしてください。	
3	提案書の見積もり上限金額はいずれも消費税込みの金額を表記されているということでしょうか。	お見込の通り、消費税込みの金額になります。	
4	「実施設計等」は入札を予定している。ただし、・・・とありますが、工事監理業務はどのような予定でしょうか。	建設工事は平成31年度に予定しております。	
5	参加条件として、単体企業の場合は県外事業者でも可ととらえてよいでしょうか。	お見込の通り可能です。ただし、「5. 参加資格」及び「6. 参加者等の条件」を満たす必要があります。	
6	審査委員会委員の氏名の公表をお願いできないでしょうか。	審査委員会委員の氏名の公表については、公平性を保つため、事業候補者決定後を予定しております。	
7	参加表明の際、提出書類に「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」がありません。個人事業主の場合はこれに替えてどんな書類を提出すればよいでしょうか。	税務署に届出されている「個人事業の開業・廃業等届出書（控用）」及び「一級建築士事務所登録済証」の写しを提出してください。	
8	単体企業の場合は、県内事業者で無くても良いでしょうか。	お見込の通りです。ただし、「5. 参加資格」及び「6. 参加者等の条件」を満たす必要があります。	
9	協力業者（設計JVでは無い）がいる場合でも、単体企業となりますか。	お見込の通りです。ただし、「5. 参加資格」及び「6. 参加者等の条件」を満たす必要があります。	
10	参加資格の同規模施設（1000㎡以上、倉庫は含まない）とは、認可保育所でもなくても良いでしょうか。	お見込の通りです。様式第4号の実績については、同種業務実績（1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等））、類似業務実績（1,000㎡以上の公共的施設）、その他業務実績（1,000㎡以上の建築物）の順で優先してご記入ください。	

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付番号	質問	回答	受付日
11	各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、協力会社である設備設計事務所の責任者としてよいでしょうか？その場合、単体企業として参加してもよいでしょうか？	各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、単体企業または設計JVより1名ずつ配置することになります。	5月16日
12	「個人事業の開業・廃業等届出書(控用)」を税務署に申請したが、税務署からの発行が2,3週間かかると言われた。もし、期日までに間に合わない場合、「保有個人情報開示請求書(控え)」を代替書類として提出させて頂き、税務署からの発行後に「個人事業の開業・廃業等届出書(控用)」提出してもよいでしょうか？	個人事業として開業していることを証する公的な書類が必要になります。	
13	参加資格の同種業務施設として、私立幼稚園で1つの施設内で新築部分延床570㎡・改修部分延床1,443㎡の設計監理業務が合計1,000㎡以上（倉庫含まない）である場合は参加要件に該当していると考えてよろしかったでしょうか？	参加資格の同種業務（認可保育所等）の施設は、基本設計業務等の業務実績があることとしています。	
14	参加資格の同規模施設として、私立大学の学食施設（延床1120㎡）、公共図書館（5400㎡）の設計監理業務は参加要件に該当していると考えてよろしかったでしょうか？	基本設計業務等の業務実績であれば該当します。	
15	上記1・2内容で、前職で主担当者としての実績での参加は可能でしょうか？雑誌等の担当者欄の提示で主担当者としての実績証明に替えることは可能でしょうか？	総括責任者及び各分野の担当技術者の業務実績にはなりますが、設計事務所としての業務実績には該当しません。また、実績証明の提出は求めていません。	
16	設立1年未満の設計事務所ですか、参加は可能でしょうか？（1年未満のため決算前で国税の証明書が未発行です）。会社の財務表で代替することは可能でしょうか？	設立1年未満で滞納がないことの証明書が発行できないものは、提出は不要です。	
17	建設場所の敷地図を配布頂けないでしょうか。敷地図が頂けない場合、敷地のおよその形状は、「管理用道路道路図」の朱書きラインの範囲から「計画管理道路」と書かれた青線の部分を除く範囲と考えてよろしいでしょうか。	現在、敷地図の配布は考えていません。敷地のおよその形状は、お見込の範囲で考えていただいてもよいと考えます。ただし、現況や測量等に応じて増減すること十分考慮したうえ、提案を行ってください。	
18	様式第3号、第6号において、構造（構造設計）についての記載は必要ないでしょうか。	必要ありません。	
19	工事監理業務は、実施設計者との随意契約でしょうか。もしくは入札でしょうか。	基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（平成30年5月15日分）受付番号4の回答を参照してください。	
20	造成工事費は、建築予定金額（5億円程度）とは別途ととらえてよろしいでしょうか。	別途として考えています。	

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付番号	質問	回答	受付日
21	[提出書類一覧 9番 滞納がないことの証明書について] 同資料8番の法人登記簿謄本については、申し込み前3ヶ月以内と記載がありますが、滞納がないことの証明書の発行期限はありますか。	申し込み前3ヶ月以内の証明書を提出ください。	5月17日
22	[様式4について] 「同種業務実績」の説明に「児童福祉施設（認可保育所等）」と記載があります。建築基準法上、「児童福祉施設等」には「老人福祉施設」も含まれますが、本プロポーザルでは「老人福祉施設」は「児童福祉施設等」に該当せず、「同種業務実績」とはならないのでしょうか。	本業務は、認可保育所等の基本設計業務のため、児童福祉法上の施設を想定しており、「老人福祉施設」は「同種業務実績」の対象としていません。	
23	[様式1及び様式5、] 様式1に「代表者」を記載する欄がありますが、「代表者」は様式5に記載する「総括責任者」のことを指しますか。もしくは、「代表者」と「総括責任者」は別の者としてよろしいですか。	様式第1号の「代表者」と「総括責任者」が同一である必要はありませんが、「総括責任者」は業務の監督をする方と考えています。	
24	[要項9頁11.(3)エ.出席者について] 上欄と合わせての質問です。 「代表者」と「総括責任者」を別の者として良い場合、二次審査出席者について、「応募事業者の代表者」とありますが、必ずしも「総括責任者」が審査に出席する必要はないのでしょうか。	プレゼンテーションの出席者は、応募事業者の代表者又は、協力予定者の出席とし、それ以外の方は、事前に申し出た方（5名以内）としています。代表者と総括責任者が別の方である場合、必ずしも総括責任が出席する必要はありませんが、適切に説明及びヒアリングに回答できる方が出席してください。	
25	基山町の入札参加資格を有していないのですが、本プロポーザルの参加時点で別に資料の提出などを求められておりますでしょうか。	本プロポーザルの参加資格は実施要領の「5. 参加資格」のとおりです。また、現在、本プロポーザルの必要書類以外の資料提出は求めていません。	5月18日
26	協力業者または担当技術者について、他の応募者と重なった場合でも参加可能でしょうか。例えば会社は同じであるが、担当者が別であれば問題ございませんでしょうか。	担当技術者は他の応募者と重複することはできません。また、担当者が別だとしても同じ会社であれば、重複することはできません。	
27	開発申請において担当所管との下打ち合わせはできておりますでしょうか。	担当所管との下打ち合わせはできておりません。	
28	駐車場や駐輪場台数の想定や、保育所においてバスの送迎を考えておりますでしょうか。	駐車場は実施要領の「2. 基山町立保育所等建設事業計画」の「(1) 基山町立保育所等建設事業の概要」ご参照ください。駐輪場の台数の想定はしておりません。また、バスでの送迎は考えていません。	
29	主任技術者の電気設備と機械設備の記載はあるが、構造設計者は（様式第8号）協力事務所の概要への記載が良いか。	構造設計者の記載は特に必要ありません。	
30	実績における1,000㎡以上という表記は建物の延べ床面積に限るか。開発業務の面積が1,000㎡以上を超えているものを含んでよいか。	実績については、開発面積ではなく建物の面積（延べ床面積）が1,000㎡以上のものとなります。	

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付番号	質問	回答	受付日
31	[5月16日受付回答 受付番号1について] 「各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、単体企業またはJVより1名ずつ配置」とありますが、要項上にそのような内容が明記されておりません。また、様式6号の備考欄には「3 担当主任技術者が協力事務所に所属する場合は、氏名を○で囲む」とあります。主任技術者を協力事務所から配置しても問題ないのでしょうか。	「提出書類一覧」に記載しておりますが、協力事務所は一部下請けのみとしております。各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、「5月16日受付回答 受付番号1」のとおりです。「様式第6号」について、修正した様式を掲載していますので、そちらを使用してください。	
32	実施要領5ページの、7. 所要施設 保育所の所要室のところ、 「保育室 屋内遊戯室含む」とありますが、基本構想11ページの面積表のように保育室と遊戯室はそれぞれ設ける、と理解してよいでしょうか。	基本構想の「（4）施設整備について」は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日付厚生省令第63号）に基づいた面積等を記載しています。基準や実施要領を満たしていれば、どのような提案でもかまいません。	5月20日
33	電気・機械設備の設計事務所の実績について、協力業者として行った設備の基本設計の業務実績を、様式第6号の業務実績欄に記載してもよいですか？	様式第6号の業務実績欄については、立場が主任若しくは担当の実績であれば記載していただいてもかまいません。	
34	提出書類9についてですが、当社所在地の自治体（市）では滞納が無いことの証明書がありませんが、直前事業年度の法人市民税の納税証明書でよろしいですか。また、同8の法人登記簿謄本も含めて、証明書は原本が必要ですか、コピーでもよろしいですか。	滞納が無いことを公的に証する書類を提出してください。また、法人登記簿謄本等については、3か月以内に発行されたものであれば、コピーでもかまいません。	5月21日
35	【5月18日受付回答 受付番号7について】 電気設備、機械設備については、独立した専門の設計事務所が行うのが一般的なため、他の自治体の設計プロポーザルを鑑みても、協力事務所から主任技術者を配置するのが適当だと思われそうですがいかがでしょうか（当初の様式第6号及び第3号において協力事務所の記述がございます）。	本プロポーザルについては、「5月18日受付回答 受付番号7」のとおりです。	5月22日
36	5/18回答7)により、（電気・機械設備）の主任技術者は5/16回答1)により協力事務所ではなく、設計JVにての参加という判断がされております。 また、設計JVとなると実施要領の6.参加者等の条件により、JV構成員の一人は県内事業者（県内に主たる営業所を有する企業）であり、かつ6.参加者等の条件(2)により設計JVの構成員は構成員のすべてが「5.参加資格」を満たさなければいけない。とされております。 となると、総括責任者と主任技術者（電気・機械設備）が違う会社であれば設計JVを組み（協力事務所の扱いではない）、総括責任者が県外のものであれば、主任技術者内または他の者が県内に属さなければ参加資格としてみとめられないのでしょうか。 前様式6号は協力事務所が主任技術者でも参加が可能なような様式に見て取れましたのでご回答願います。	設計JVで総括責任者が県外のものであれば、少なくとも設計JVの構成員の1者は県内事業者（県内に主たる営業所を有する企業をいう。）でなければなりません。主任技術者が属する事業者が県内事業者である必要はありません。また、様式第6号は修正したものを基山町ホームページに掲載していますので、そちらをお使いください。	
37	設計JVを組んだ場合、提出書類一覧の8法人登記簿謄本、9滞納がないことの証明書はJVを組んだもの全てが提出しなければならないのでしょうか。	設計JVの場合は、構成員全ての「法人登記簿謄本」、「滞納がないことの証明書」の提出が必要です。	

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付番号	質問	回答	受付日
38	また設計JVを組む際は「基山町立保育所等基本設計業務委託共同企業体取扱要領」を満たせばよく、一級建築士事務所登録はすべての者になくてもよろしいでしょうか。	設計JVの構成員全てが一級建築士事務所登録の必要はありません。ただし、代表企業（統括責任者が所属する事業所）は、一級建築士事務所登録が必要です。	5月23日
39	様式第2号、様式第10号、様式第11号は日本工業規格A3であればよく、任意の様式でもよろしいでしょうか。	任意の様式でかまいません。	
40	様式第2号、様式第10号、様式第11号は枚数に決まりはございますでしょうか。	枚数については、特に指定をしていますが、「様式第10号」は、実施要領の「9. 技術提案書等の提出」の（2）のエの課題テーマごとに作成、提出をしてください。	
41	参加表明書は「会社概要パンフレット」以外の書類をクリップ止め、又はホッチキス止めとしますか。あるいはフラットファイル綴じとしますか。フラットファイル提出の場合、表紙及び背中に会社名などは入れますか。「提出書類一覧」4、5、6の添付書類は、原本、写しともに表明書と一緒に綴じこみますか。	参加表明書の体裁については、特に指定はしておりません。提出書類、提出者がわかりやすい体裁で提出してください。	5月24日
42	参加資格について、概要には【同種業務（認可保育所等）の施設又は同規模施設（1,000平方メートル以上、倉庫は含まない）と記載があり、同種業務には1,000㎡以上という条件が当てはまらないようにも理解できます。様式4.5.6には※同種業務実績 1,000平米以上の児童福祉施設（認可保育所等）と記載されていますが、1,000平米以上は必須条件ということでしょうか。例えば400平米の保育所は実績になるでしょうか。	参加資格として、同種業務（認可保育所）の施設又は同規模施設（1,000㎡以上、倉庫は含まない）の基本設計業務等の業務実績があることとしており、1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等）の実績が必ず必要というわけではありません。ただし、様式4,5,6の実績としては、同種業務実績（1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等））、類似業務実績（1,000㎡以上の公共的施設）、その他業務実績（1,000㎡以上の建築物）を「同種」、「類似」、「その他」の順で優先して記入してください。	
43	JVを組んだ場合、1社は県内事業者（主たる営業所を有する企業）とあるが、佐賀県内の業務を佐賀支店で行っている場合は、支店でも主たる営業所となるか。例えば東京に本社があるが、県内の業務は佐賀支店で行っている場合。	契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限の委任を受けている者であれば、県内事業者（主たる営業所を有する企業）に該当します。	
44	設計JV、3社の場合、様式第3号と様式第4号についてそれぞれ3社分の3枚の提出とするか、合算してそれぞれ1枚とするかどちらで考えてよろしいですか。	設計JVの場合、様式第3号及び様式第4号については、合算して1枚で提出してください。	